

## 奈良県立大学附属図書館公開要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県立大学附属図書館規程（以下「図書館規程」という。）第16条第1項の規定に基づき、奈良県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）の県民等への公開に関し必要な事項を定める。

### (公開の原則)

第2条 図書館の公開は、本学の教育研究活動及び学生の学修に支障のない範囲で開かれた大学の実現を図り、地域への貢献をめざすものとする。

### (公開の対象者)

第3条 図書館の公開は、次の各号のいずれかに該当する者であって19歳以上の者に対して行う。

- (1) 奈良県内に居住する者
- (2) 奈良県内の事業所等に勤務する者
- (3) 奈良県内の学校に在学する者
- (4) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が適当と認める者

### (公開日)

第4条 図書館は、次の各号に該当する日を除き公開する。

- (1) 図書館規程第5条に定める日
- (2) その他館長が必要と認める期間

### (公開時間)

第5条 図書館の公開時間は、図書館規程第4条に定める時間内とする。ただし、館長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

### (利用の範囲及び方法)

第6条 資料は、館長が指定したものを除き、利用に供するものとする。

- 2 利用者は、入館の際係員に申し出るものとする。
- 3 利用者は、館内では係員の指示に従わなければならない。

### (利用申込)

第7条 館内利用を希望する者は、入館時に公開の対象者であることを証明する書類を提示しなければならない。

2 館外貸出を希望する者は、「図書館館外貸出申込書」に必要事項を記入のうえ提出しなければならない。

(館外貸出カードの交付)

第8条 館長は、館外貸出希望者が第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、館外貸出カードを交付する。

2 「図書館館外貸出申込書」の記入事項に変更があったときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3 館外貸出カードの有効期間は、交付日より1年間とする。

(館外貸出)

第9条 第8条の規定により館外貸出カードの交付を受けた者は、所定の手続きを経て館外貸出を受けることができる。

2 資料の貸出冊数は5冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。

3 貸出できる資料は、館長が特に許可した場合のほか図書館規程第6条に定める一般図書のみとする。

4 本学定期試験期間前及び試験期間で館長が必要と認める期間その他館長が必要と認める期間は、貸出しを行わないことができる。

(相互貸借及び調査参考業務)

第10条 図書館規程第15条に定める相互貸借及び電話・文書による資料の調査参考業務は行わない。ただし、奈良県立図書情報館との相互貸借は、この限りではない。

(図書館規程の準用)

第11条 図書館の公開に関し、この要綱に定めのない事項については、図書館規程を適用する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。